

逆に伊東から『脅迫するのかわかると脅かされたそうです。そんな恐ろしいやりとりがあったものだから、高齢のお母さんも疲れてしまったのでしょうか。現在、C氏とも連絡が取れなくなりました。先日、現地の知人に様子を探ってもらったところ、伊東も引越してしまっただけです。逃げたんだと思います』

以上、無住だったほど小さなお寺です。そうしたお寺だから狙われたのか。よく分かりませんが、気が悪いのです。それ以上に、お寺の名前を偽り、第二、第三の被害者が出たらと思うと気が気でない。こんなことになって警察は動いてくれない。現在、弁護士に相談しています」

五歳)は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正案、いわゆる共謀罪(テロ等準備罪)の危険性をこころ訴える。「身をもって知っている」とはどういうことか。『存じのとおり法案は六月十五日、与党による強引な審議打ち切り、強行採決により可決、成立してしまっただけ。適用対象となる「組織的犯罪集団」も処罰条件である「準備行為」も、審議は尽くされず曖昧なままだ。政府は繰り返して「一般市民は共謀罪の対象とはならない」と説明してきた。だが、松島住職は大いに危惧と疑念を抱いている。『現に、私たちは犯罪とは全く縁のない一般市民なのに、警察は私たちを監視し、情報収集した上、その個人情報も故意に漏えいしてしまっただけから』

こう憤る松島住職は、まさに、警察による言語道断なプライバシー侵害をこうもっているのだ。きっかけは風力発電勉強会福岡県で生まれた松島住職が傳香寺の養子に入ったのは昭和五十九年のことだった。同寺は山間の緑に囲まれた集落に位置し、松島住職は自然豊かな山里で三十余年、地域の人々と親密な関係を築いてきた。

岐阜県真宗大谷派住職が共謀罪法案に恐怖と反対の訳 市民を敵視し住職を危険人物とする警察情報

「共謀罪法が施行されれば、ますます警察の監視は息苦しくなってしまう。お上にも言えない大変な時代になります。その怖さ

を身をもって知っているだけに、居ても立ってもいられない」
岐阜県大垣市にある真宗大谷派傳香寺の松島勢至住職(六十

を身をもって知っているだけに、居ても立ってもいられない」
岐阜県大垣市にある真宗大谷派傳香寺の松島勢至住職(六十

「私は以前から風力発電の問題について若干の知識を持っていたので、この話を聞いて大変な



岐阜県真宗大谷派傳香寺の松島勢至住職

ことだと思いました」

と振り返る。風力発電はご存じのように再生可能エネルギーの一つだが、環境や景観の破壊など問題点も指摘されている。とりわけ、風車が発する低周波音による睡眠障害などの健康被害を松島住職は懸念した。

同年十一月、シートックは地区の自治会に対して説明会を開いたが、住民の不安に対して明快な回答はなかったという。そこで、自治会では自ら風力発電

に関する知識を学ぶことを決議し、翌平成二十五年六月に自治会主催の勉強会を開催。七月には松島住職と自治会長のA氏主催で勉強会を開き、その後も三回、勉強会を開催した。

平成二十五年八月、大垣署警備課が「風力発電の事業概要情報が必要としている」として、シートック担当者を同署に呼び出したのが、最初の情報交換だった。議事録によると、大垣署はこんなことを話したという。『勉強会主催者であるA氏や松島氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか』

『また、大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対するB子氏という人物がいるが、御存じか。本人は、六十歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる』
そして、この日の情報交換をこう結んでいる。
『このような人物とX法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることに、平穏な大垣市を維持したいので協力を願います』

成二十六年七月二十四日付『朝日新聞』だ。岐阜県警大垣警察署警備課とシートックが前年八月からたびたび情報交換を行っ

『平穏な大垣市を維持したい』という警察にとって、松島住職

らは、あたかも危険思想の持ち主のごとき物言いだ。また、B子氏に至っては、風力発電計画とは全く無関係で、建設計画の存在すら知らなかったにもかかわらず、個人情報にまで触れて「危険人物」と煽っている。

さらに「御社の事業も進まないことになりかねない」とは、いかなることか。一私企業に警察が情報を提供して肩入れし、利益を図るかのような言動だ。

警察法第二条第二項には警察の活動は「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」とある。では一連の発言は「不偏不党」といえるのか。

謝罪なく一切沈黙する県警
平成二十六年三月の議事録に

岐阜県に対し人権侵害訴訟

松島住職は自らが監視されたこうした体験を各地の共謀罪反対集会で話し、警察の権限拡大の危険性を訴えた。「尾行や密告を恐れて疑心暗鬼になり、知らず知らずのうちに門信徒にまで疑いの目を向ける自分が悲しい」と、苦しい胸中を伝えた。

しかし、こうした悲痛な声を耳をふさぎ、国民に十分な説明もせぬまま、政府は力づくで法案を成立させてしまった。

それでもなお、松島住職は一石を投じ続ける。昨年十二月二十一日、A氏、B子氏、C子氏とともに、県警の責任主体である岐阜県を相手取り、岐阜地裁へ四百四十万円の国家賠償請求訴訟を起こしたのだ。プライバシー権の侵害などにより、精神的苦痛を負ったとの訴えだ。「仏説無量寿経」の中に阿弥

はこうある。
《松島住職が、風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある》

さらに同年五月には、《A氏は、X法律事務所の事務局長であるC子と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在C子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる》

法律事務所への相談にしろ、病歴にしろ、きわめてデリケートな個人情報や平然と漏らすのだ。それに、これらの情報をどうやって警察は入手したのか。松島住職らを、暴力団や過激派のように監視対象とみなし、情報収集しているのは明らか。

前記の「朝日新聞」の報道で明るみに出た事実、警察の監視に気づいていなかった松島住職にとつて寝耳に水。驚愕した。「地域に住む人の生活を守りた」と始めた勉強会が、警察からは「平穏な大垣市を壊す行為」だと決めつけられた。しかし、自分の命と生活を守るのは憲法が保障する国民の権利です。そのため施設建設に反対の意見を持つことを、警察にとつて都合が悪いからと、監視対象として狙い撃ちするとは……」

A氏ら自治会役員と協議して岐阜県警へ抗議したが、《署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環である》と、木で鼻をくくつたような回答のみで、謝罪の一言もなかった。なぜ監視対象とされたのか、一連の経緯や理由なども、県警は一切沈黙。

陀仏の願い『無三悪趣の願』があります。これは、私たちに地獄・餓鬼・畜生のない世界を生きてほしいという願いです。大垣署の行為は、まさに私たちに、監視され、管理され、主体性を奪われた畜生の生き方を強いるものです。仏の願いをわが願いとして生きようとしている私にとつて、僧侶としての生き方を確保するための闘いだと思つて臨んでいます」と松島住職。

裁判はこの五月に第二回口頭弁論を終えたばかりで、まだ先は長いものと思われる。裁判の過程で、警察が一般市民をどういった基準をもって監視対象とするのか明らかにしてほしいところだ。また「公共の安全と秩序の維持」という名目で市民運動の芽を摘むために、一企業におもねってプライバシーを侵害することが「通常の警察業務の

視に気づいていなかった松島住職にとつて寝耳に水。驚愕した。「地域に住む人の生活を守りた」と始めた勉強会が、警察からは「平穏な大垣市を壊す行為」だと決めつけられた。しかし、自分の命と生活を守るのは憲法が保障する国民の権利です。そのため施設建設に反対の意見を持つことを、警察にとつて都合が悪いからと、監視対象として狙い撃ちするとは……」

A氏ら自治会役員と協議して岐阜県警へ抗議したが、《署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環である》と、木で鼻をくくつたような回答のみで、謝罪の一言もなかった。なぜ監視対象とされたのか、一連の経緯や理由なども、県警は一切沈黙。

一環」なのであれば、警察組織全体の信頼にかかわる。かつての「特高」の復活になりかねない。厳しい追及が望まれる。

法華宗本門流僧侶養成校を揺るがした横領事件の判決
長年の横領は生活と遊興で住職実刑三年六月

この五月二十六日、兵庫県尼崎市の学校法人法華学園が運営する法華宗本門流の宗門校、興隆学林専門学校で起きた経理担当住職による横領事件の判決公判が神戸地裁であった。

被告は神戸市兵庫区にある法華宗本門流妙昭寺の豊島正宏住職（五十四歳）。今年一月、神戸地検により業務上横領容疑で逮捕され、二月に起訴された（本誌6月号で詳報）。容疑は平成二十二年七月から平成二十六年六月までの間、三

本件は、実は国会でもたびたび取り上げられてきた。この四月の衆議院法務委員会でも、野党議員が本件を例に「共謀罪が新設されたら、こうした警察の監視や情報収集が法的に裏付けられ、一般の人たちへの監視が強まるのではないか」と安倍晋三首相に質問した。もつともな疑問だ。発電施設に限らず、集合住宅建設や道路の拡張、河川改修など、周辺の住環境に影響するような事業に対しては反対する住民がいてもおかしくない。それが全て警察の監視対象とされかねないのだから恐ろしい。

だが、首相の答弁は、「警察は法令に基づき適切に職務遂行している。テロ等準備罪処罰法案が成立後も法令に従つて適切に行われる。市民団体等一般の方々が適用対象となることはない」と、にべもない。

山里のお寺の住職が己の生き方を賭して投げかけた問題提起が、あるいは世論を大きく動かすかもしれない。

十回にわたり、学園の預貯金など合計二千三百七十万円を横領したというもの。
逮捕から約五カ月のスピード判決の背景には何があつたのか。なぜ横領できてしまったか

豊島住職が興隆学林に着任したのは平成十三年六月のこと。唯一の経理担当職員だった。横領が発覚したのは十四年後の平成二十七年九月である。興隆学林は平成二十五年から、総工費六億円で校舎の移転建て替え工事を行っていたのだが、その土